

第 23 回 士別市農業委員会総会議事録

令和 5 年 4 月 27 日

士別市農業委員会

第 23 回 士別市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和 5 年 4 月 27 日（木曜日）
午後 1 時 30 分開会
午後 2 時 00 分閉会

2. 開催場所 第 2 庁舎大会議室

3. 本日の会議事件

開会宣告

議事録署名委員の指名

諸般の報告

- | | | |
|-------|---------|-----------------------------|
| 日程第 1 | 報告第 1 号 | 利用権設定等促進事業に係る嘱託登記について |
| 日程第 2 | 報告第 2 号 | 士別市農業経営改善計画の認定について |
| 日程第 3 | 報告第 3 号 | 使用貸借契約の解約について |
| 日程第 4 | 報告第 4 号 | 農地法第 3 条の 3 の規定による相続の届出について |
| 日程第 5 | 議案第 1 号 | 土地の現況証明書の交付について |
| 日程第 6 | 議案第 2 号 | 農地法第 3 条の規定による許可申請について |
| 日程第 7 | 議案第 3 号 | 農用地利用集積計画の決定について |

出席委員（24 名）

- | | | | |
|------|--------|------|--------|
| 1 番 | 上野浩二君 | 2 番 | 湯浅悦子君 |
| 3 番 | 山下篤君 | 4 番 | 松井薫君 |
| 5 番 | 古川昇君 | 6 番 | 新田康仁君 |
| 8 番 | 鈴木淳一君 | 9 番 | 寺崎徳仁君 |
| 10 番 | 中澤弘幸君 | 11 番 | 工藤修一君 |
| 12 番 | 岡崎京子君 | 14 番 | 柳眞由美君 |
| 15 番 | 梅津宣保君 | 16 番 | 遠藤英俊君 |
| 17 番 | 沼舘初男君 | 18 番 | 鈴木茂樹君 |
| 19 番 | 佐久間弘美君 | 20 番 | 渡辺亨君 |
| 21 番 | 村上幸博君 | 22 番 | 栗本勝君 |
| 23 番 | 中山義隆君 | 24 番 | 鈴木庄一郎君 |
| 25 番 | 小野寺悦子君 | 27 番 | 保科隆志君 |

出席説明員（4 名）

- | | |
|------|-------|
| 事務局長 | 林秀忠君 |
| 主査 | 梶山賢一君 |
| 主査 | 小林泉君 |
| 主事 | 佐々木濤君 |

4. 会議の概要

(午後 1時30分 開会)

●議長（保科隆志君）

第23回農業委員会総会を招集しましたところ、ただ今の出席委員は24名であります。定足数を超えておりますので、総会は成立いたしました。直ちに会議を開きます。

本総会の議事録署名委員には、18番 鈴木茂樹委員、19番 佐久間弘美委員を指名いたします。ここで、事務局長から諸般の報告をいたします。

○事務局長（林 秀忠君） ご報告申し上げます。

初めに、委員の欠席についてであります。「森野委員」「木下委員」「本間委員」から欠席の届出がありました。

次に、本日の議事日程につきましては、印刷の上、お手元に配布のとおりでありますので、朗読を省略いたします。

●議長（保科隆志君） それでは、これより議事に入ります。

日程第1、報告第1号 利用権設定等促進事業に係る嘱託登記について、事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（佐々木滯君） 農業経営基盤強化促進法第21条の規定により、嘱託登記を完了したので報告いたします。

番号1番、権利者、●●●●、義務者、●●●●外3件について、嘱託登記を完了いたしました。以上で報告を終わります。

●議長（保科隆志君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、報告第1号は終了いたします。

●議長（保科隆志君） 次に、日程第2、報告第2号 士別市農業経営改善計画の認定について事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（佐々木滯君） 農業経営基盤強化促進法第12条第4項の規定に基づき、農業経営改善計画の認定通知がありましたので、報告いたします。

番号1番、●●●●外3件の再認定、16件の変更認定の通知がありました。

なお、累計は増減無しの435件となっております。

以上で報告を終わります。

●議長（保科隆志君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、報告第2号は終了いたします。

●議長（保科隆志君） 次に日程第3、報告第3号、使用貸借契約の解約について事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（佐々木滯君） 使用貸借契約 解約の通知がありましたので報告いたします。

番号1番、貸人、●●●●、借人、●●●●より、使用貸借契約の解約の通知がありました。

以上で報告を終わります。

●議長（保科隆志君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、報告第3号は終了いたします。

●議長（保科隆志君） 次に、日程第4、報告第4号 農地法第3条の3の規定による相続の届出について、事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（佐々木滯君） 農地法第3条の3の規定により、相続による権利取得の届出がありましたので報告いたします。

番号1番、相続人、●●●●より相続の届け出がありました。

以上で報告を終わります。

●議長（保科隆志君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、報告第4号は終了いたします。

●議長（保科隆志君） 次に、日程第5、議案第1号 土地の現況証明書の交付について事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（小林 泉君） 農地法関係事務処理要領の規定に基づき、土地の現況証明願いがありましたので、証明書交付の可否についてご審議願います。

番号1番、土地の所有者及び申請者、●●●●、所在、西士別町、地番、●●●●、地目、公簿、畑、現況、宅地、面積1,920 m²、証明の必要理由、地目変更登記及び所有権移転登記。本申請地につきましては、牛舎を建設するため、平成4年に農地法第5条の許可を受けており、現在も宅地として利用されている土地であります。

番号2番、土地の所有者及び申請者、●●●●、所在、多寄町38線西、地番、●●●●、地目、公簿、畑、現況、雑種地、面積956 m²、証明の必要理由、地目変更登記及び所有権移転登記。本申請地につきましては、農家台帳ですでに非農地登録されており、現在も非農地となっている土地であります。

現地確認につきましては、番号1番は3月27日に、番号2番は4月20日に各担当地区農業委員3名により実施しています。

以上で報告を終わります。

●議長（保科隆志君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、本案については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

●議長（保科隆志君） 次に、日程第6、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（佐々木滯君） 農地法第3条の規定により、許可申請のあった農地等の権利設定許可の可否について、同条第2項に基づきご審議願います。

番号1番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、東5条18・19・20丁目、地番、●●●●
●外4筆、地目、畑、面積51,456 m²、契約の内容は賃貸借であり、借り受けて経営規模の拡大を図るものであります。

番号2番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、南士別町、地番、●●●●、地目、畑、面積13,958 m²、契約の内容は売買であり、買い受けて経営規模の拡大を図るものであります。

以上の案件につきましては、農地法第3条第2項に定める不許可事案にはあたらず、許可要件のすべてを満たしています。

以上で説明を終わります。

●議長（保科隆志君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、本案については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご異議なしと認めます。
よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

●議長（保科隆志君） 次に、日程第7、議案第3号 農用地利用集積計画の決定について、本案件については、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、私は一時退席いたします。

議長を会長職務代理者に交代します。

●議長（上野浩二君） 日程第7、議案第3号 農用地利用集積計画の決定について、事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（相山賢一君） 農業経営基盤強化促進法 第18条の規定に基づき士別市より提出のあった、農用地利用集積計画の内容についてご審議願います。

番号1番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、南町西3区、地番、●●●● 外19筆、地目、田・畑、面積45,749㎡、対価、反当り、田200,000円、畑50,000円で8,995,000円、理由については、賃貸地を買い受けて経営基盤の安定を図るためであります。

番号2番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、西4条18丁目、地番、●●●● 外4筆、地目、田、面積24,170㎡、対価、反当り、田158,172円で3,823,000円、理由については、買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号3番、渡人、●●●●、受人、南●●●●、所在、西4条18丁目、地番、●●●● 外2筆、地目、田・畑、面積31,198㎡、対価、反当り、田165,000円、畑50,000円で4,831,000円、理由については、近隣地を買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号4番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、西4条16丁目、地番、●●●● 外1筆、地目、田、面積6,004㎡、対価、反当り、田165,057円で991,000円、理由については、買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号5番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、西4条18丁目、地番、●●●● 外1筆、地目、田、面積2,905㎡、対価、反当り、田165,233円で480,000円、理由については、買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 6 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、南士別町、地番、●●●●、地目、田、面積 6,994 m²、対価、反当り、田 78,639 円で 550,000 円、理由については、隣接地を買い受けて作業の効率化を図るためであります。

番号 7 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、中士別町(8 線東)、地番、●●●●外 4 筆、地目、田・畑、面積 26,965 m²、対価、反当り、田 219,967 円、畑 29,560 円で 5,590,000 円、理由については、隣接地を買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 8 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、中士別町(7 線東)、地番、●●●●外 13 筆、地目、田、面積 59,709 m²、対価、反当り、田 204,995 円で 12,240,000 円、理由については、買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 9 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、南町西 3 区、地番、●●●●、地目、畑、面積 4,956 m²、対価、反当り、畑 40,000 円で 198,000 円、理由については、経営規模の拡大を図るためであります。

番号 10 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、上士別町(15 線・16 線南)、地番、●●●●外 7 筆、地目、田・畑、面積 54,123 m²、対価、反当り、田 114,066 円、畑 7,000 円で 5,843,000 円、理由については、近隣地を買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 11 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、多寄町(37 線西)、地番、●●●●外 15 筆、地目、田・用悪水路、面積 32,091.27 m²、対価、反当り、田 242,766 円、理由については、隣接地を買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 12 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、多寄町(37 線西)、地番、●●●●外 4 筆、地目、田・畑・用悪水路、面積 44,886 m²、対価、反当り、田 218,412 円、畑 27,008 円、理由については、隣接地を買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 13 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、多寄町(38・39 線西)、地番、●●●●外 9 筆、地目、田・畑、面積 78,277 m²、対価、反当り、田 203,573 円、畑 30,000 円で 15,767,000 円、理由については、隣接地を買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 14 番、渡人、●●●●、受人、多●●●●、所在、多寄町(39 線西)、地番、●●●●外 2 筆、地目、田・畑、面積 74,507 m²、対価、反当り、田 213,094 円、畑 13,260 円で 15,328,000 円、理由については、隣接地を買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 15 番、渡人、●●●●、受人、多●●●●、所在、多寄町(39 線西)、地番、●●●●外 2 筆、地目、田・畑、面積 26,848 m²、対価、反当り、田 221,007 円、畑 10,000 円で 5,841,000 円、理由については、隣接地を買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 16 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、多寄町(39 線西)、地番、●●●●外 13 筆、地目、田・畑・用悪水路、面積 46,513 m²、対価、反当り、田 219,429 円、畑 50,000 円、理由については、隣接地を買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 17 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、多寄町(39 線西)、地番、●●●●外 4 筆、地目、田、面積 41,655 m²、対価、反当り、田 222,206 円で 9,256,000 円、理由については、隣接地を買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 18 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、多寄町(39 線西)、地番、●●●●外 4 筆、地目、田、面積 10,146 m²、対価、反当り、田 218,510 円で 2,217,000 円、理由に

については、隣接地を買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 19 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、多寄町(33 線東)、地番、●●●●外 5 筆、地目、田・用悪水路、面積 20,838.25 m²、対価、反当り、田 148,165 円、理由については、近隣地を買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 20 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、多寄町(34 線東)、地番、●●●●外 3 筆、地目、田・畑、面積 29,732 m²、対価、反当り、田 107,095 円、畑 30,000 円で 3,116,000 円、理由については、近隣地を買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 21 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、朝日町登和里、地番、●●●●外 15 筆、地目、田・畑、面積 65,804 m²、対価、反当り、田 132,080 円、畑 68,540 円で 4,935,000 円、理由については、近隣地を買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 22 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、南士別町、地番、●●●●外 2 筆、地目、田・畑、面積 33,006 m²、対価、反当り、田 104,467 円、畑 29,485 円で 3,387,000 円、理由については、農地売買等事業により買い受けるためであります。

番号 23 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、下士別町(42 線西)、地番、●●●●外 6 筆、地目、田・畑、面積 41,226 m²、対価、反当り、田 240,000 円、畑 29,858 円で 9,437,000 円、理由については、農地売買等事業により買い受けるためであります。

番号 24 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、下士別町(41 線・42 線東)、地番、●●●●外 3 筆、地目、田、面積 27,751 m²、対価、反当り、田 236,496 円で 6,563,000 円、理由については、農地売買等事業により買い受けるためであります。

番号 25 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、武徳町(44 線東)、地番、●●●●外 15 筆、地目、田・畑、面積 114,953 m²、対価、反当り、田 180,000 円、畑 59,970 円で 18,850,000 円、理由については、農地売買等事業により買い受けるためであります。

番号 26 番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、下士別町(43 線西)、地番、●●●●外 4 筆、地目、田・畑、面積 45,458 m²、賃貸料、反当り、田 4,000 円で 179,000 円、理由については、近隣地を借り受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 27 番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、下士別町(43 線東)、地番、●●●●外 8 筆、地目、田・畑、面積 28,459 m²、賃貸料、反当り、田 4,000 円で 112,000 円、理由については、近隣地を借り受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 28 番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、朝日町中央、地番、●●●●外 15 筆、地目、田、面積 73,698 m²、賃貸料、反当り、田 6,527 円で 481,000 円、理由については、再度借り受けて経営基盤の安定を図るためであります。

番号 29 番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、北町、地番、●●●●外 10 筆、地目、田・畑・用悪水路、面積 63,607 m²、賃貸料、公社買入価格の 2%円で 248,720 円、理由については、農地売買等事業により借り受けるためであります。

以上、29 件の計画については、農業経営基盤強化促進法 第 18 条第 3 項 第 1 号に規定する、士別市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合し、利用権設定等促進事業の要件を満たしています。

以上で 説明を終わります。

●議長（上野浩二君） 質疑に入ります。

なお、なお、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、
本案件中、番号1番から5番について佐久間委員、19番について保科委員、25番について鈴木茂樹委員の発言はご遠慮願います。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（上野浩二君） ご発言がないようですので、本案については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（上野浩二君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。審議が終了しましたので議長を交代します。

●議長（保科隆志君） 以上で、本会議に付議されました、全ての案件の審議を終了いたしました。

第23回総会は、これをもちまして閉会いたします。

（午後2時00分 閉会）